

令和5年第2回東三河南部構想区域地域医療構想推進委員会 会議録

- 1 日時 令和5年8月24日（木）午後2時から午後3時まで
- 2 場所 豊橋市民病院
- 3 出席者 別添出席者名簿のとおり
- 4 傍聴人 2名
- 5 議題
 - (1) 病床削減について
 - (2) 豊橋市民病院の病床再編及び公立病院経営強化プランについて
 - (3) 東三河北部医療圏の現状について
- 6 報告
 - (1) 愛知県外来医療計画に係る医療機器の共同利用について
- 7 会議の内容
 - (1) あいさつ（豊川保健所長）
 - (2) 委員長の選出について
委員の互選により、山本委員が委員長に選出された。
 - (3) 会議の公開・非公開について
開催要領第6条第1項に基づき、議題（1）（2）については非公開とし、議題（3）、報告（1）については公開とした。
 - (4) 議事内容
 - 【議題（1）】
非公開議事

 - 【議題（2）】
非公開議事

 - 【議題（3）】
（資料3）
○愛知県医療計画課
議題3 東三河北部医療圏の現状について説明する。

本県では、昨年度から今年度にかけて、次期愛知県地域保健医療計画、計画期間が令和6年度から令和11年度までとなる計画を策定している。計画の前段階となる医療圏の設定について、昨年度検討が行われ、国が示した見直しの基準に該当した東三河北部医療圏の現状について説明する。

資料3をご覧ください。資料1ページ左上の「1 設定の目的」について、原則として1次医療である通院医療から2次医療である入院医療までを包括的、継続的に提供し、一般及び療養の病床の整備を図るための地域的単位として設定する区域として、愛知県地域保健医療計画において設定するもので、現行の計画では、現在11の2次医療圏を設定している。

次に、「2 国における2次医療圏の考え方」について、これは令和4年12月に開催された国の第8次医療計画等に関する検討会において国の考えが示された。既設の二次医療圏が、入院に係る医療を提供する一体の圏域として成り立っていない場合は、その見直しについて検討することとしており、その基準は、第7次医療計画における考え方を踏襲し、見直しを行わない場合においては、その理由、地理的条件、面積、交通アクセス等を明記することになっている。具体的な基準は、第7次医療計画作成指針の抜粋のところになるが、人口規模が20万人未満であり、かつ、2次医療圏内の流入入院患者割合が20%未満、流出入院患者割合が20%以上となっている2次医療圏については、設定の見直しを検討することとなっており、資料右側に示した2次医療圏の状況を見ると、東三河北部医療圏は人口が約5万人、流入患者が16%、流出患者が56.2%となっており、見直しの基準に該当している。次に、参考に記載している東三河北部圏域の意見については、令和4年10月及び令和5年1月に、東三河北部圏域保健医療福祉推進会議において、今回の資料の2ページ目以降に添付した、「愛知県地域保健医療計画策定における2次医療圏の設定」についての資料を用い、医療圏の見直しに関する意見聴取を行ったが、「広大な面積の地域である」、「医療圏の統合により、へき地問題など、地域の課題が埋没する」などの意見があり、圏域としては、次期医療計画における医療圏の見直しは反対となった。しかしながら、現状多くの患者が他の医療圏へ流出している状況であることから、今後地域住民に対して、適切な医療提供体制を構築するためには、流出入院患者が最も多い東三河南部医療圏との協議の場を設ける必要があるとともに、引き続き、医療圏の見直しについて検討することを確認している。

最後に、「3 次期医療計画における2次医療圏の考え方」について、昨年2月に開催した本県の医療審議会医療体制部会において、東三河北部医療圏については、2次医療圏の見直し基準に該当するが、地理的な条件等から圏域の意見を尊重し、次期医療計画では2次医療圏を存続させることとなった。

なお、今後、流出入院患者先の東三河南部医療圏と医療提供体制に関する協議ができる場を設け、引き続き医療圏の見直しを含め、よりよい医療が提供できるように検討していくことを考えている。次期医療計画での2次医療圏については、現行の医療計画と

同じ11の2次医療圏を設定することとしている。東三河北部医療圏の入院患者の主な流出先となっている東三河南部医療圏の関係者の皆様に、この結果をもっと早くお伝えすべきであった。大変申し訳ありませんが、この場をお借りしてお伝えさせていただいた。本日、皆さんにお願いしたいのは、先ほどご説明した通り、東三河北部医療圏は現状、多くの患者が他の医療圏に流出している状況にある。今後、地域住民に対して適切な医療提供体制を構築するためには、流出入院患者が最も多い、東三河南部医療圏と協議が行える場を設け、医療提供体制に関する事項等について、東三河南部医療圏との調整等を行う必要があることから、東三河南部医療圏と東三河北部医療圏の合同会議を設立し、医療圏のあり方を含め、よりよい医療が提供できるよう話し合いを行いたいと考えている。今年度は、第1回合同会議を12月16日の土曜日に開催したいと考えている。内容は、東三河北部医療圏と東三河南部医療圏における医療の現状等について、本県の地域医療構想アドバイザーにも参加いただき、お話いただいた上で、意見交換等を行いたいと考えている。なお、合同会議の事務局は、愛知県医療計画課、新城保健所、豊川保健所が担う。今後出席依頼を送る予定としている。本日までご参加いただいている東三河南部医療圏の関係者の皆様には、何とぞご理解ご協力をお願いしたい。

○山本委員長

医療計画課から説明がありましたが、御質問、御意見はありますか。

話をまとめると、東三河北部医療圏は条件としてはもう統合される状況にあるが、もうしばらく独立でいきたいという意見があり、今後の調整を考えていく状況と考えてよろしいか。

○愛知県医療計画課

今説明したとおり、昨年度、東三河北部医療圏で関係者も含めて広く意見聴取をしたが、統合という結論に至ることにはならなかった。

私どもとすると、これは国の考え方にもなるが、2次医療圏の基準の考え方があり、実際に東三河南部医療圏で東三河北部医療圏の多くの患者を受け入れている状況があるため、計画だからとやるということではなく、実際に今の状況を少し時間をかけて話し合いをする場を設けて、皆さんのご意見いただきながら協議をしていくということでご提案をさせていただいた。

○山本委員長

最終的にはきっと東三河医療圏というかたちになるのか。

○愛知県医療計画課

今回、医療圏の統合について内部で検討をした際、東三河北部医療圏の方々の意見を

尊重する必要がある、コロナ等が発生したことにより時間をかけた議論ができなかったという現状もある。そのため、次期計画では統合をしないという結論にはなっているが、少し時間をかけて、現状をよく理解し、患者の流出先である東三河南部医療圏の意見も十分お聞きしながら、進めていけないかということで議題とさせていただいた。

○山本委員長

この表を見ると2次医療圏について愛知県の場合では東三河北部医療圏の問題はあるが、全国的には統廃合は進んでいるのか。

○愛知県医療計画課

国は、以前は見直しの基準に当てはまったら検討してくださいという形であったが、現在は検討した上で、理由も付してきちんと整理をしてくださいという形になっている。これは、それぞれの事情があるのは当然だが、実態として流出が多いということであれば、関係者でよく話し合い、考えてほしいというものである。

【報告（1）】公開議事

（資料4）

○事務局

本取り扱いについては、本構想区域では令和4年度第1回東三河南部構想区域地域医療構想推進委員会（令和4年9月開催）にて事業説明を行い、事業を開始したところであり、令和5年2月（前回本委員会）以降、7月31日現在までに2医療機関から共同利用計画の提出があった。今回提出のあった医療機関については、可知病院、豊川市民病院の2医療機関で、対象機器、共同利用の方法等については、資料のとおり。

（5）閉会

○事務局

最初に申し上げた通り、本日の委員会の公開部分については、後日会議録として、愛知県のホームページに掲載することとしている。掲載内容については、事務局が作成したものの事前に発言者の方にご確認いただくこととしているため、事務局から連絡があった場合にはご協力いただきたい。

○山本委員長

それでは、これにて議題すべて終了とさせていただきます。

今後も、地域医療構想推進のために、一層、皆様方との連携を深めて参りたいと存じますので、よろしくお願ひしたい。皆様のご協力により、円滑に進んだこと、厚く御礼申し上げます。これをもちまして委員長の任務を終わらせていただきます。

○事務局

それでは、本日の東三河南部構想区域地域医療構想推進委員会は、これもちまして閉会とする。お忙しい中、長時間にわたり、ありがとうございました。